

改正の概要

- 特定DTC照会アプリにOBD検査結果等の削除機能が追加される(令和7年4月予定)(参考資料4)
- 整備事業者が行ったOBD検査／OBD確認について、機構等において基準適合性審査を受けるまでに事業場の管理下を離れる場合、この機能により、当該結果を削除するよう規定する

(考え方)

OBD確認後に自社の管理下を離れて整備・改造された場合、車両状態が変わってしまう可能性があるが、その責任をOBD確認を実施した者が不当に負うことがないようにするため

改正内容(案)

※改正部分は赤字

●「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針(令和6年3月28日付国自整第278号)(抄)

5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD検査又はOBD確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

①・② (略)

③ OBD検査又はOBD確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施したOBD検査又はOBD確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等(定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。)を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD検査又はOBD確認の実施後、機構等における基準適合性審査を受ける前に自らの事業場の管理下を離れること等により③の規定を遵守できない可能性が生じた場合は、OBD検査結果参照システムにより該当するOBD検査又はOBD確認の結果を削除すること。